

[講演会報告]

イジー・ネクヴァピル  
「チェコ共和国におけるマイノリティ概念と政策の変遷」  
(Jiří Nekvapil: Minority concept and policy in the Czech Republic: past and present)

貞包 和寛

## 0. はじめに

去る2015年10月1日、立教大学にて「チェコ共和国におけるマイノリティ概念と政策の変遷」と題する講演会が催された。本講演は、岩間暁子／ユ・ヒョジョン編著『マイノリティとは何か－概念と政策の比較社会学－』（ミネルヴァ書房、2007年）の成果を出発点とする科研費助成事業『ポスト多文化主義時代におけるマイノリティと移民の包摂に関する国際比較研究』の主催、日本スラヴ学研究会の後援のもと、カレル大学（チェコ共和国）のイジー・ネクヴァピル（Jiří Nekvapil）氏を講演者として招待したものである。講演は英語で行われ、司会を岩間暁子氏（立教大学）、通訳を木村護郎クリストフ氏（上智大学）が務められた。本稿でははじめに本講演の要点を報告し、続いて当日の質疑に関して若干、補足する。

周知の通り、マイノリティの文化的・言語的多様性に対する政策主体の取組みは、現在の人文・社会科学において最も注目される研究テーマの一つである。とりわけ、欧州評議会やEUはすでに前世紀からマイノリティに関する様々な問題に取り組んできた歴史があり、学術レベルでも豊富な参考資料が存在する。その意味で、ヨーロッパの一線で活躍する研究者と直に議論する機会は非常に貴重なものであった。拙稿によって、本講演で得られた知見を会員諸氏と共有できれば幸いである。

## 1. 講演者のプロフィール

講演者のイジー・ネクヴァピル氏は現在、カレル大学哲学部言語学科にて教鞭を取っておられる。氏の主たる学術的関心は社会言語学分野にあり、言語政策や多言語社会における言語使用に関して多くの業績を残して来られた。参考までに氏の近年の業績を3点、講演のレジュメより引用する。

- ・ J. Nekvapil, “On the Language Situation in the Czech Republic: What has (not) happened after the accession of the country to the EU,” *Sociolinguistica* 21 (2007), pp. 36–54.

- ・ J. Nekvapil, M. Sloboda & P. Wagner, *Mnohojazyčnost v České republice. Základní informace. Multilingualism in the Czech Republic. Basic Information*, (Prague: Nakladatelství Lidové noviny, 2009).
- ・ J. Nekvapil, “Sociolingvistické poznámky z Jižní Afriky [Sociolinguistics Remarks from the South Africa],” *Slovo a slovesnost* 73 (2012), pp. 230–232.

また日本語には次の論文が翻訳されている。

- ・ イジー・ネクヴァピル「言語計画から言語管理へ—— J. V. ネウストプニーの継承」(「海外主要都市における日本語人の言語行動」共同研究プロジェクト訳、木村護郎クリストフ監訳)『言語政策』第10号、2014年、129-148頁。

氏の業績一覧はカレル大学公式ウェブページでも閲覧することができるので、こちらでもぜひ参照されたい<sup>1</sup>。

## 2. 講演の内容から<sup>2</sup>

以下、講演の骨子と考えられる内容を紹介する。筆者による補足説明は注を用いて示すこととする。

チェコの事例に入る前に、マイノリティの概念とその理論的区分について基本的な情報の提示がネクヴァピル氏によって行われた。はじめに、人間集団としてのマイノリティという概念は数的基準によって単純に示され得るものではないことが確認された。というのも、人間集団の区分においては言語や独自の文化的伝統などが大きく関わってくる場合があり、マイノリティを一義的に定義出来ないケースも当然存在するからである<sup>3</sup>。そのような条件を加味して、チェコ語のウィキペディアはマイノリティ (Cze. *menšina*) を大きく以下の四つに大別している旨が紹介された<sup>4</sup>。

- ・ エスニック・マイノリティ (主に言語、文化の差異に基づくマイノリティ)
- ・ ナショナル・マイノリティ (公的に認可されているマイノリティ)
- ・ 宗教的マイノリティ (例：ユダヤ人)
- ・ 言語的マイノリティ (例：スイス連邦におけるフランス語、イタリア語話者)

次に、チェコの現状を把握する手がかりとして、1991年および2001年の国勢調査における「エスニシティ」の回答結果が紹介された。チェコ共和国における国勢調査は10年に一度行われている。従って、最新の国勢調査は2011年ということになる。しかしながら、全人口の実に4分の1以上(約2,500,000人)が自らのエスニシティ

を回答しなかったことを考慮し、2011年の調査は本講演では参照されなかった。

1991年の調査では、「チェコ人」と回答した人が81%であったのが、2001年には90%となっている。これは、1991年の調査で13%を占めた「モラヴィア人」という回答が2001年には3%に減ったことが大きい。しかしモラヴィア人は「ナショナル・マイノリティ」とは認められていない。後述の、「ナショナル・マイノリティ」として認められた民族集団のうちもっとも多いのはスロヴァキア人（1991年は3%、2001年は2%弱）で、その他はみな1%に満たない。

続いてネクヴァピル氏は、マイノリティをめぐる法的状況について言及された。周知の通り、現在はマイノリティの権利を保護する活動が全ヨーロッパ規模で展開され、法制化されている。チェコ共和国のマイノリティの現状を把握する上で重要なものとしては次の三つがあげられた。

- ・ ECRML :  
ヨーロッパ地域言語・マイノリティ言語憲章<sup>5</sup>
- ・ FCPNM :  
ナショナル・マイノリティ保護枠組条約<sup>6</sup>
- ・ マイノリティ法 :  
ナショナル・マイノリティに属する市民および関連法案修正に関するチェコ共和国法令 2001 年 273 号<sup>7</sup>

ECRML および FCPNM は欧州評議会主導による、超国家的な法規である。一方マイノリティ法はチェコ共和国の国内法ではあるが、内容としては上の二つ、とりわけ FCPNM と深い関連性を持つ法規であり、チェコ政府が理解するところの「マイノリティ」の概念を具体的に定義する。マイノリティ法第 1 条 2 節におけるナショナル・マイノリティ (Cze. *národnostní menšina*) の定義は、次のように整理される。

- ・ ナショナル・マイノリティとは、現在のチェコ共和国に居住するチェコ市民のコミュニティである。
- ・ そのコミュニティは他の市民と民族的出自、言語、文化および伝統において差異を有し、全市民の中で数的少数派を形成する。
- ・ そのコミュニティは自らのアイデンティティ、言語および文化を保存する共同の試みを目的として、ナショナル・マイノリティと称されることを志向する。
- ・ 同じく、歴史的に構成されたコミュニティの権利を表明し、保護する試みを目的として、ナショナル・マイノリティと称されることを志向する。

チェコ共和国においては、以下の12のコミュニティがナショナル・マイノリティの要件を満たすものとして認められてきた。

ウクライナ、ギリシア、クロアチア、スロヴァキア、セルビア、ドイツ、ハンガリー、ブルガリア、ポーランド、ルシン、ロシア、ロマ

2013年より、上記のコミュニティの列にベラルーシとヴェトナムが加えられた<sup>8</sup>。従って現在の政策上は、14のナショナル・マイノリティが存在することになる。とはいえ、単にエスニシティの観点からチェコと異なるということのみが、ナショナル・マイノリティを構成する訳ではない。というのも、チェコ共和国においてチェコと異なる出自を持つ者は、次の二つのグループに分類できるからである。

- ・ナショナル・マイノリティ
- ・移民、外国籍保有者

すなわち、チェコ共和国の国籍を保有しているか否かという点において分けられる。しかしながら移民や外国籍保有者（非チェコ市民）が、そのエスニシティを同じくするナショナル・マイノリティの活動に参画することは、全く制限されていない。

ネクヴァピル氏はマイノリティ法の諸問題の一つとして、二つの概念、すなわち「マイノリティ」と「コミュニティ」の区分の不明確さを挙げられた。俗にマジョリティと呼ばれる集団（チェコ共和国の場合はチェコ人）も、その国家内において存在する幾つかのコミュニティの一つである。よってマイノリティという概念はコミュニティと対立すると言うよりは、あるコミュニティを特徴づける付加的要素であると言えよう。しかしながら、マイノリティ法の定義のみではこの差異が明らかにならない。

目下のところ議論的となっているヴェトナム人の問題に関しても解説がなされた。2013年に新たなナショナル・マイノリティとして認可されたヴェトナム人は、チェコ共和国内のアジア系のエスニック・グループとしては最大規模の集団である。外国籍居住者の総数（439,189人）においては、ヴェトナム人の割合が4.1%を占める。ヴェトナム人のナショナル・マイノリティ認定（2013年）はある種の驚きをもって迎えられたことは確かであるが、チェコにおけるヴェトナム人居住は決して新しい現象ではない。ヴェトナムからチェコ共和国への移民の歴史は1955年まで遡り、ギリシアからの移民と比して7年遅れるばかりである。現在、チェコ共和国のヴェトナム人の多くは商業に従事しており、経済的にも無視できない存在感を持っている。加えて、ヴェトナム人の一部は既に第2世代以降に入っており、チェコを祖国とするヴェトナム人の数も増加してきている。

ここでネクヴァピル氏は、ヴェトナム人のナショナル・マイノリティ認定が生んだ新たな政治的課題を指摘された。先述の通り、チェコ共和国においてチェコと異なる出自を持つ者は、「マイノリティ」と「移民、外国籍保有者」に二分でき、それぞれを管轄する行政機関は異なる。ところが、ヴェトナム人でチェコ国籍を取得している者は6,000人に留まることを鑑みると、チェコ共和国内のヴェトナム人はその大多数が「移民、外国籍保有者」のグループに分類されざるを得ない。というのも「2.3. マイノリティを巡る法的状況」で確認したように、チェコ共和国はナショナル・マイノリティの構成員を「チェコ市民のコミュニティ」と定義しているため、ヴェトナム人の殆どがナショナル・マイノリティの構成員たる法的資格を有さないのである。すなわち、ヴェトナム人のマイノリティ認定は、マイノリティ政策と外国人政策という二つの公共政策の境界を曖昧にする可能性を孕んでいる。

### 3. 当日の議論から

講演のあと、質疑応答が行われた。さまざまな質問が出されたが、本報告ではこの講演を企画した科研費共同研究の趣旨に沿って、当日の議論において焦点となった、チェコにおけるマイノリティ概念や政策の独自性やヨーロッパの他国との異同を中心にその内容を紹介する。

まず司会の岩間氏から、チェコ共和国の政策上では「エスニック・マイノリティ」と「ナショナル・マイノリティ」を区別することはあるかという質問がなされた。それに対してネクヴァピル氏は、チェコの「ナショナル・マイノリティ」は事実上、「公的に認可されたマイノリティ」と言い換えることが出来、「エスニック」と「ナショナル」は政策的概念としては区別されていないと回答された。

これに続いて、筆者は、自身が関心を寄せるポーランド共和国のマイノリティ政策をチェコ共和国のそれと比較検討する観点から発言した。当日の議論をふまえて、両者の大きな相違点を二つあげたい。

現代のポーランドにおいてマイノリティという人間集団とその言語の地位に言及している法令は、「ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティおよび地域言語法」<sup>9</sup>である。この法令に基づき、マイノリティとして次のグループが認可されている。

ナショナル・マイノリティ (Pol. <i>mniejszość narodowa</i> )	エスニック・マイノリティ (Pol. <i>mniejszość etniczna</i> )
アルメニア、ウクライナ、スロヴァキア、 チェコ、ドイツ、ベラルーシ、ユダヤ、 リトアニア、ロシア	カライム、タタール、レムコ <sup>10</sup> 、ロマ

チェコ共和国「マイノリティ法」は、ロマ人やルシン人がナショナル・マイノリティに数えられていることから分かるように、この二者を区別していない。

またポーランドの2005年法はマイノリティ言語とは別に、「地域言語」という概念を導入し、カシューブ語<sup>11</sup>がこれに該当すると定義している。チェコ共和国のマイノリティ言語政策では、ポーランド語、スロヴァキア語、ドイツ語、ロマ語がマイノリティ言語として保護されているものの地域言語という概念は導入されていない<sup>12</sup>。

ポーランドとチェコは、特に現代史の中では相当に似た歴史的経緯を辿ってきており、政治的にはいわゆる東欧に分類されてきた国家である。現在は、ハンガリーおよびスロヴァキアと共にヴィシェグラード・グループを構成している。しかしながら、両国のマイノリティに対する認識と政策は相当に異なっているように見える。

#### 4. おわりに

言語政策やマイノリティ政策は、必ずしも学術的事実に基いて実施されるわけではない。従って、政策主体である国家の行動と現実の状況の間には、少なからぬ齟齬が生じていると考えるのは自然なことである。しかしながら実際にどのような差異が生じているのかを知るためには専門的知識が要求される場所であり、公開されている法令文書や国勢調査の読み込みだけでは明らかにならない部分が多々ある。ネクヴァピル氏による本講演は、その意味でわれわれ日本の学徒にとっては大いに益するところが多かった。またヨーロッパは現在、各国の独自の法体系に加え、欧州評議会で採択される様々な条約やEU法のような、超国家的法体系が並行して存在している。それ故に各国家による施策は異なってくる。これらの異同をリストアップし比較検討することは、今後の社会言語学的研究および地域研究の課題として設定できるのではないだろうか。

#### 【註】

<sup>1</sup> 参照：<http://ling.ff.cuni.cz/lingvistika/nekvapil/publikac.php> [最終アクセス：2015/10/31]

<sup>2</sup> この部分は、主催した科研共同研究の連携研究者であり当日の通訳を担当した木村護郎クリストフ氏との共同執筆であり、貞包による草稿に木村が手を加えたものである。

<sup>3</sup> 人間集団としてのマイノリティを単に数的に定義できないということは、社会科学一般でよく指摘される事実である。以下の Srivastava の発言を参照：「マイノリティという術語は文字通りに言えば、全体を共に構成する二つの集合のうち、数的に少数であるものを指す。しかしながら、この数的な定義は、所与の社会におけるマジョリティに対するマイノリティ集団の社会的位置付けについて言及することもなければ、マジョリ



ティに対するマイノリティの、またマイノリティに対するマジョリティの態度を反映させることもない」[参照：R. N. Srivastava, “Linguistic minorities and national languages,” in Florian Coulmas, ed., *Linguistic Minorities and Literacy* (Berlin–New York–Amsterdam: Mouton Publishers, 1984), pp. 99–114]。

- <sup>4</sup> 参照のため、チェコ語版ウィキペディアの“*Mensina*”の項の URL を付す：<https://cs.wikipedia.org/wiki/Men%C5%A1ina> [最終アクセス：2016/01/26]
- <sup>5</sup> 略称は、本条約の英語名 (*European Charter for Regional or Minority Languages*) による。1992 年に欧州議会にて署名が開放され、1995 年 3 月 1 日に発効された (文書番号：CETS 148)。地域言語・マイノリティ言語をヨーロッパの文化的伝統として保護することを目的とする。批准国は 3 年毎に活動報告書を提出する義務を負い、それに基づいて欧州評議会選出の諮問委員会がモニタリングを行う。チェコ共和国は 2006 年 11 月 15 日に批准した。本条約に関してより詳しくは、以下の欧州評議会公式ウェブページを参照：<http://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/148> [最終アクセス：2015/11/03]
- <sup>6</sup> 同じく英語名 (*Framework Convention for the Protection of National Minorities*) より FCPNM と略。1995 年に欧州評議会にて署名が開放され、1998 年 2 月 1 日に発効された (文書番号：CETS 157)。欧州評議会にて初めて締結されたナショナル・マイノリティに関する条約であり、マイノリティに所属する人間の表現の自由、思想・良心の自由を保証することを目的とする。モニタリングは、欧州評議会選出の諮問委員会が行う。それに際し、各国の報告書を補完するものとして、Minority Rights Group International をはじめとする NGO から提供される情報も用いられる。チェコ共和国は 1997 年 12 月 18 日に批准した。本条約に関してより詳しくは、以下の欧州評議会公式ウェブページを参照：<http://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/157> [最終アクセス：2015/11/03]
- <sup>7</sup> チェコ語による名称は *Zákon č. 273/2001 Sb., o právech příslušníků národnostních menšin a o změně některých zákonů* である。以下、「マイノリティ法」と略。2001 年 7 月 10 日に大統領によって署名され、発効された (文書番号：273/2001)。マイノリティ法のチェコ語による原文は、以下のチェコ政府公式ウェブページを参照：[http://www.vlada.cz/assets/ppov/rmm/dokumenty/vladni-dokumenty/zakon\\_novela\\_mensiny.pdf](http://www.vlada.cz/assets/ppov/rmm/dokumenty/vladni-dokumenty/zakon_novela_mensiny.pdf) [最終アクセス：2015/11/03]
- <sup>8</sup> 国際法的理解では、枠組条約とは一般的協力義務や基本原則を定め、具体的な活動の詳細については締約国の裁量に任せる形式の条約を指す [参照：栗林忠男『現代国際法』慶応義塾大学出版会、1999 年、54、483 頁]。拙稿で注目する FCPNM もその一例である。本条約はマイノリティ保護の基本方針 (例：モニタリングへの協力義務、マイノリティが持つべき権利など) を定めたもので、その具体的適用は批准した各国の裁量に任されている。よって、本文に列挙されたマイノリティはチェコ共和国によって選出されたものである。
- <sup>9</sup> ポーランド語による名称は *Ustawa o mniejszościach narodowych i etnicznych oraz o języku regionalnym* である。以下、「2005 年法」と略。2005 年 1 月 6 日にポーランド共和国下院にて採択され、同年 5 月 1 日に発効した (文書番号：Dz.U.05.17.141)。2005 年法のポーランド語による原文および英語訳は、ポーランド共和国行政・電子化省のウェブページを参照：<http://mniejszosci.narodowe.mac.gov.pl/mne/prawo/ustawa-o-mniejszosciac/6492,Ustawa-o-mniejszosciach-narodowych-i-etnicznych-oraz-o-jezyku-regionalnym.html> [最終アクセス：2015/11/03]

- <sup>10</sup> レムコ人 (Pol. *Lemkowie*) とはルシン人の呼称の一つで、特にポーランドで用いられることが多い。この集団をウクライナ人の中の民俗学的グループとするか、独自のエスニック・グループとするかは学術的にも意見の一致を見ず、レムコ人自身の意識も決して一様ではない。ポーランド共和国の最新の国勢調査 (2011 年) によると、約 10,000 人が自身をレムコ人と見なし、うち 7,000 人が第 1 アイデンティティとしてレムコを選択している。
- <sup>11</sup> カシューブ語 (Pol. *język kaszubski*) はポーランド共和国のバルト海沿岸、いわゆるポモージェ (ポメラニア) 地方に土着のカシューブ人が伝統的に用いてきた言語である。最新の国勢調査 (2011 年) によると、約 229,000 人がカシューブのアイデンティティを表明し、そのうち 17,000 人がカシューブを第 1 アイデンティティとして選択している。ポーランド方言学では、この言語は長らく方言と見なす考え方が主流であった。現在も「カシューブ語／方言」という議論は完全に決着したとは言えないが、筆者の見る所、カシューブ語という表現がその使用領域を広げているようである [参照：貞包和寛「ポーランド共和国におけるマイノリティ言語の記述と規範——カシューブ語、シロンスク方言、レムコ語を考察する——」『スラヴィアーナ』5号 (通算 27号), 41-50 頁]。
- <sup>12</sup> とはいえ、地域言語という概念の存在が、ポーランドのマイノリティ政策がチェコのそれと比較して優れているという証左にはならない。というのも、2005 年法がマイノリティ言語の概念を明文化していないことに加えて、定義の上でマイノリティ言語と地域言語を区別出来ないことも相まって、却って議論が混乱しているからである。